

特定非営利活動法人

まなびのたねネットワーク 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人まなびのたねネットワークと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県仙台市内に置く。

(目的)

第3条 この法人は、学校教育支援と社会教育支援を通して、青少年育成と市民が育つ地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(活動の種類と事業)

第4条 この法人は前条の目的を達成するために、特定非営利活動促進法第2条別表にあるうち次の特定非営利活動を行う。

- (1) 社会教育の推進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

2 この法人は、前条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1) 学校教育活動・社会教育活動の支援事業
- (2) 大学生・若者のキャリア形成支援事業
- (3) 教育活動・地域活動の充実を図る人材育成・コーディネート事業
- (4) 青少年育成や地域社会づくりを目的とする他団体との情報交換及びネットワーク形成推進事業
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第5条 この法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会する個人及び団体であり、総会における議決権を有する。
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会する個人及び団体であり、総会における議決権を有しない。

(入会)

第6条 会員として入会する者は、別に定める入会申込書を代表理事に提出し、会費を納めることにより、代表理事の承認を得なければならない。

2 代表理事は、入会申込書が提出されたときは、正当な理由がない限り入会を認めるものとし、入会を認めない場合には、理由を付した書面によって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員で退会しようとする者は、別に定める退会届を代表理事に提出して退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決において除名することができる。

- (1) 会員がこの法人の名誉を著しく傷つけたとき、この法人の目的に反する行為をしたとき、または会員としてふさわしくないと代表理事に判断されたとき。
- (2) この法人の定款等に違反したとき。

(提出金品の不返還)

第10条 既納の会費、その他の提出金品はこれを返還しない。

(会員の資格の喪失)

第11条 会員が次の各号の一つに該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣言を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

第3章 役員

(種別及び選任)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上10人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内

2 理事のうち1人を代表理事、2人を副代表理事とする。

3 理事及び監事は、正会員（団体にあっては、その代表者またはその委任を受けた者）の中から総会の議決において選任する。

4 代表理事及び副代表理事は理事会において互選する。

5 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

6 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副代表理事は代表理事を補佐し、理事会の決定にもとづき、この法人の業務を処理し、代表理事に事故があるとき、または欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め、総会および理事会の議決にもとづいて業務を執行する。

(監事)

第14条 監事は、次に掲げる職務を行うものとし、その遂行にあたって必要なときはいつでも理事に対して報告をもとめ、調査することができる。

- (1) この法人の財産の状況を監査する。
- (2) 理事の業務執行状況を監査する。
- (3) 財産の状況、または業務の遂行に關し、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告する。
- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、自ら総会を招集することができる。または代表理事に対して総会の招集を請求することができる。

(5) 団体の業務及び財政について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求することができる。

(任期)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員の補充または増員による任期途中からの役員の任期は、前任者又は現任者の在任期間とする。

3 役員は、前二項の規定に関わらず、後任者が選任されていない場合に限り、任期の末日後、最初の通常総会が終結するまで、その任期を伸張する。

(解任)

第16条 役員が次の各項のいずれかに該当するときは、任期中であっても総会において出席者の3分の2以上の賛同を得てこれを解任することができる。

(1) 職務の遂行に堪えられないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第17条 役員は無報酬とする。但し、予算の範囲内において理事会の決議により報酬を支給することができる。

2 第1項の報酬は、役員の総数の3分の1以下の範囲内で支給する。

3 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

第4章 総会

(構成)

第18条 総会は正会員をもって構成する。

2 総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

3 賛助会員は総会に出席し意見を述べることができる。

(権能)

第19条 総会は、この定款に規定するもののほか、この法人の運営に関する次の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び収支予算の決定
- (5) 事業報告及び収支決算の承認
- (6) 役員の選任、解任
- (7) その他運営に関する重要事項

(招集)

第20条 総会は前14条第4項の場合を除き、代表理事が招集する。

2 代表理事は、総会を招集するにあたっては、正会員に対し、審議事項及びその内容、ならびに日時及び場所を会議の5日前までに通知しなければならない。

(開催)

第21条 通常総会は、毎年1回、事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は次に掲げるときに開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき
- (2) 会員の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき
- (3) 第14条第5項の規定により監事が招集したとき

(定足数)

第22条 総会は、正会員総数の3分の1以上、理事会は過半数の出席がなければ、開催することができない。

(議長)

第23条 総会の議長は、代表理事または代表理事の指名による。

(議決等)

- 第24条 総会における議事は、第20条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項、若しくは出席者総数の2分の1以上の議決により議題とすることができます。
- 2 この定款に定める場合を除き、総会は出席した正会員、理事会は出席した理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 総会における会員の表決権または理事会における理事の表決権は、平等とする。

(書面表決等)

第25条 総会に出席できない正会員には、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、または他の会員または理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、当該会員及び理事は、第22条及び第24条の規定の適用については出席したものとみなす。

(議事録)

- 第26条 議長は、総会の議事について議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及びまたは総会において選任された議事録署名2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第27条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

- 第28条 理事会はこの定款に規定するものその他、次の事項を議決する。
- (1) 事業計画及び収支予算の変更
- (2) 総会に付議すべき事項
- (3) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他総会の議決を要しない団体の業務の執行に関する事項

(開催)

第29条 理事会は次に掲げるときに隨時開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の2以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から召集の請求があったとき

(招集)

第30条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は第29条第2号3号の請求があったときは、その日から20日以内に理事会を招集しなければならず、代表理事がその期間内にこれを行わないときは請求者が自ら招集できるものとする。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面、又は電子メールでもって、少なくとも5日前までに理事に対して招集通知を発信しなければならない。

(議長)

第31条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

(議決等)

- 第32条 理事会においては理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。
- 2 理事会の議事は、出席した理事の3分の2以上をもって決する。

(表決権等)

第33条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむをえない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、又は電子メールでもって表決することができる。また、他の理事に表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条第2項の摘要については、理事会に出席したものとみなす。

(議事録)

第34条 議長は、理事会の議事について議事録を作成する。

2 議事録には、議長及びまたは理事会において選任された議事録署名2人が記名押印又は署名しなければならない。

第6章 事務局

(設置、職員の任免、組織運営)

第35条 この法人に、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長1名及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、代表理事が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第36条 団体の資産は、次の各号をもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第37条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は理事会の議決により定める。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり3月31日に終まる。

(事業計画及び予算)

第39条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第40条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

(予算の追加及び更正)

第41条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、規定予算の追加・更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第42条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表、及び収支計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款の変更は、総会に出席した会員の3分の2以上の多数による議決を経るとともに、特定非営利活動促進法（以下「法」という。）第25条第3項に規定する軽微な事項を除いて、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第44条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取り消し

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会において出席した正会員の4分の3以上の議決を経て法第11条第3項に掲げる者のなかから帰属先を選定するものとする。

第9章 公告

(公告の方法)

第46条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

第10章 雜則

(細則)

第47条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

附則

- 1 この定款はこの法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

代表理事 伊勢 みゆき

常務理事 工藤 聰子(田中 聰子)

理事 松村 真理子

理事 村上 善昭

監事 菊地 淳

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成22年度の総会開催日までとする。

- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

- 6 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第39条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

- 7 この法人の設立当初の会費は、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費

正会員（個人）一口 5,000 円 （団体）一口 10,000 円 一口以上

賛助会員（個人）一口 2,000 円 （団体）一口 10,000 円 一口以上

附則

- 1 この定款は宮城県知事の認証のあった日から施行する。